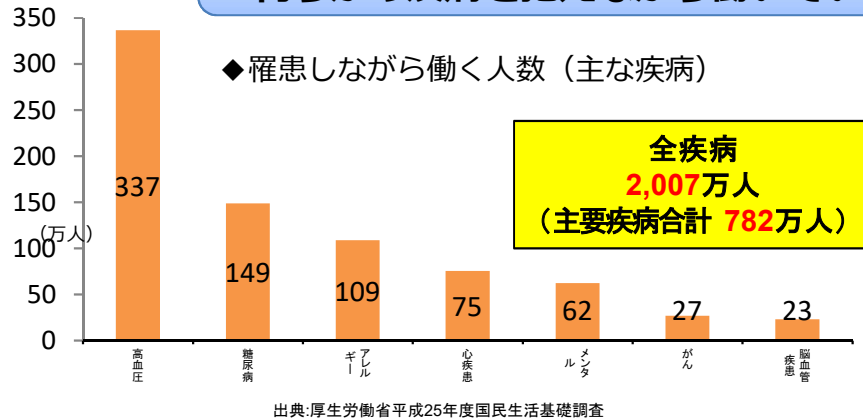


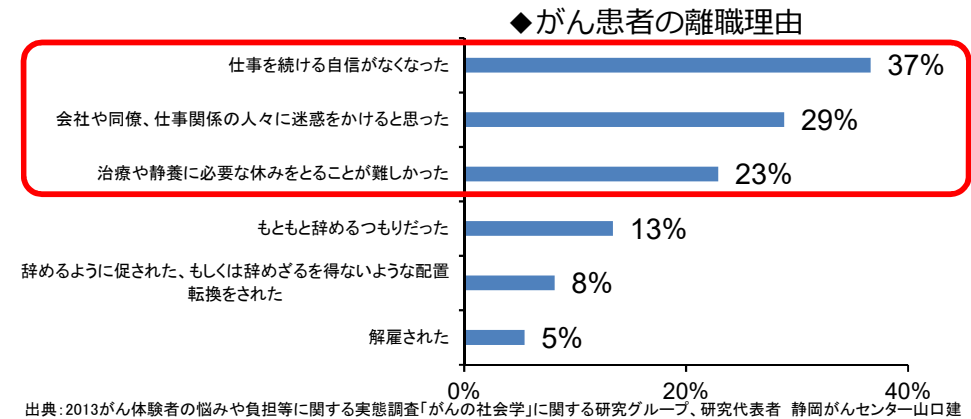
治療と仕事の両立支援

現状

日本の労働人口の**約3人に1人**が
何らかの疾病を抱えながら働いている



治療を続けながら働くための
制度や社内の理解が不十分



治療と仕事が両立可能な環境が必要 ⇒ 現実には困難な状況に直面している方々も多い

働き方改革実行計画

1 会社の意識改革と受入れ体制の整備

2 トライアングル型支援などの推進

◆主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制の構築

➡ **治療と仕事の両立が普通にできる社会を目指す**

雇用対策法の改正による治療と仕事の両立支援の位置付け

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（改正雇用対策法）において、**働き方改革に係る基本的な考え方を明らかにし、国として改革を総合的かつ継続的に推進するための基本方針を定めるもの**であり、病気の治療と仕事の両立支援についても、**労働者の多様な事情に応じた雇用の安定と職業生活等の目的を達成するために国が総合的に講じるべき施策の一つ**として、明確に位置付けられた。